

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱いについて

平成26年2月14日からの大雪により被災された被保険者及び被扶養者の皆様には心からお見舞い申し上げます。

当組合では被災された被保険者等の一部負担金等や事業所の健康保険料につきまして、次のとおり対応いたします。

1. 対象者及び適用年月日

次の災害救助法適用地域に住所を有し住宅が全半壊されている方

災害救助法適用市町村		適用年月日
【長野県】	茅野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、 諏訪郡富士見町	平成26年2月15日
【群馬県】	安中市	平成26年2月15日
	藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、 甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、 吾妻郡東吾妻町	平成26年2月17日
	沼田市	平成26年2月18日
【山梨県】	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、 笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、 南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、 南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、 南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、 北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村	平成26年2月15日
	北杜市、甲州市、南都留郡西桂町	平成26年2月18日
	南アルプス市、南都留郡西桂町	平成26年2月21日
【埼玉県】	秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、 秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町	平成26年2月17日

2. 一部負担金等について

医療機関等へ受診の際に窓口で支払う一部負担金等について免除となります。

なお、事前に、被保険者の方が「一部負担金等免除証明書」の交付を受けることが必要です。

(1) 手続き方法

「一部負担金等免除申請書^{※1}」に「罹災証明書^{※2}」または「被災証明書^{※2}」を添付のうえ、組合に提出してください。

※1 「一部負担金等免除申請書」は、当組合ホームページよりダウンロードしてください。

※2 「罹災証明書」「被災証明書」は、お住まいの自治体等で発行してもらってください。

(2) 免除期間

災害救助法適用年月日から平成27年2月28日まで

3. 保険料の猶予及び納付期限の延長について

被災した事業所、任意継続被保険者の方につきましては、保険料の納付を猶予いたしますので業務課までご連絡ください。

4. 被保険者証の取扱いについて

被保険者証を紛失・消失された方へ再交付を行っておりますので、できるだけ早く再交付の手続きをされるようお願いいたします。

なお、被保険者証の紛失等により医療機関等に被保険者証を提示できない場合は、次の事項を申し出ることによって保険診療を受けられます。

① 名 ② 生年月日 ③ 事業所名

【審査課】 TEL 03 (3264) 4427

【業務課】 TEL 03 (3264) 4332